

〈公害防止責任者の選任が必要な工場又は事業場〉

製造業（物品の加工業を含む）で、下記施設を設置する場合に選任が必要です。

施 設 の 区 分		工場の規模
大 気 関 係	大気汚染防止法施行令別表 1 に掲げるばい煙発生施設（同表の 1 3 の項に掲げる施設を除く。）	
	条例規則※別表 1 に掲げる ばい煙特定施設	1 の項から 3 の項に掲げる施設
		4 の項から 9 の項に掲げる施設
水 質 関 係	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の 2 ～ 24 号、26 ～ 28 号、30 ～ 42 号、44 ～ 59 号、61 ～ 66 号（62 号の施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置されるものを除く）	
	条例規則※別表 7 に掲げる 水質特定施設	3 の項から 4 の項に掲げる施設
		1 の項から 2 の項に掲げる施設
関 係 騒 音	騒音規制法施行令別表 1 に掲げる特定施設	
	条例規則※別表 12 に掲げる騒音特定施設	
関 係 振 動	振動規制法施行令別表 1 に掲げる特定施設	
	条例規則※別表 13 に掲げる振動特定施設	
関 係 粉 じん	条例規則※別表 5 に掲げる粉じん特定施設	

※「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」を参照ください。

(特記事項)

- ・ 公害防止管理者等の選任が必要な特定工場では、公害防止責任者の選任は不要です。
- ・ 代理者の選任は不要です。
- ・ 騒音関係：騒音規制法 3 条に基づく指定地域内の工場又は事業場が対象です。
- ・ 振動関係：振動規制法 3 条に基づく指定地域内の工場又は事業場が対象です。
- ・ 常時使用する従業者数は、事業者が常時使用する従業者のうち個々の工場又は事業場に配置されている従業者数です。